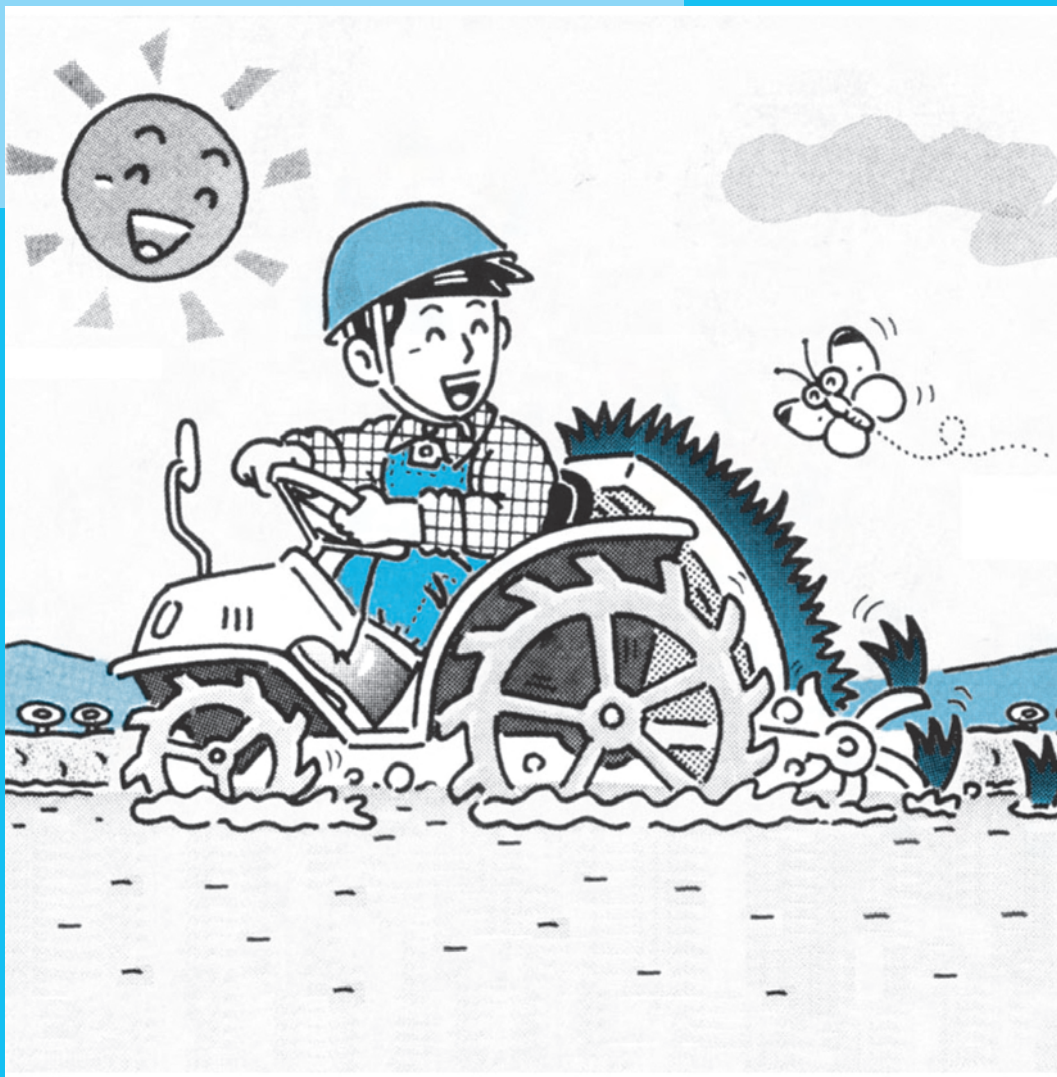


労 災 保 険

特別加入制度のしおり

特定作業従事者用



厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署



はじめに

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

このパンフレットは、4種類の特別加入のうち、特定作業従事者の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、加入時健康診断、業務上外の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して特に留意していただきたい事項を説明していますので、特別加入を希望する方はもちろんのこと、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

1 特別加入者の範囲について

特定作業従事者として特別加入をすることができる方は、「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「国又は地方公共団体が実施する訓練従事者」、「家内労働者及びその補助者」、「労働組合等の常勤役員」及び「介護作業従事者」とされています。以下において、具体的に説明します。

(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、次の①から⑤までのいずれかの作業に従事する方をいいます。

- ① 動力により駆動される機械を使用する作業



- ② 高さが2メートル以上の箇所における作業



- ③ サイロ、むろ等の酸素欠乏危険場所における作業



- ④ 農薬の散布の作業



- ⑤ 牛、馬、豚に接触し、又は接触するおそれのある作業



(注) なお、事業場の規模を判断する上で、農家の集団が共同で作業を行ういわゆる地域営農集団又は農事組合法人において年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱われます。

(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、次の機械を使用し、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う方をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収獲用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦ 次の定置式機械又は携帯式機械
 - ・動力揚水機
 - ・動力草刈機
 - ・動力カッター
 - ・動力摘採機
 - ・動力脱穀機
 - ・動力剪定機
 - ・動力剪枝機
 - ・チェーンソー
 - ・単軌条式運搬機
 - ・コンベヤー



(3) 国又は地方公共団体が実施する訓練従事者

国又は地方公共団体が実施する訓練従事者には、以下のものがあります。

職場適応訓練従事者	求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業に従事する方
事業主団体等委託訓練従事者	求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されて行われる作業に従事する方（教育訓練を行うための施設において主として実施される職業訓練を除きます。）



(4) 家内労働者及びその補助者

家内労働法にいう家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」といいます。）であって、次に掲げる特に危険度が高いとされる作業に従事する方をいいます。

- ① プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- ② 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- ③ 有機溶剤又は有機溶剤含有物（以下「有機溶剤等」といいます。）を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ④ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- ⑤ 動力により駆動される合糸機、撚糸機、又は織機を使用して行う作業
- ⑥ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

以上の指定された作業を行う家内労働者等であっても、特別加入が認められるには、原則として1年間に200日以上当該作業に従事し、1日の就労時間が平均して4時間以上と見込まれることが必要です。



(5) 労働組合等の常勤役員

常時労働者を使用しない労働組合等であって、次の業務に従事する一人専従役員をいいます。

当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業（当該作業に必要な移動を含みます。）

この場合の労働組合等とは、以下のものをいいます。

- ① 労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合しているもの
- ② 国家公務員法第108条の3第5項若しくは地方公務員法第53条第5項の規定により登録された職員団体
- ③ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条により認証された職員団体等
- ④ 国会職員法第18条の2の組合であって労働組合法第5条第2項各号（第8号を除きます。）に掲げる内容と同様の内容を規定する規約を有しているもの

(6) 介護作業従事者

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練又は看護に係る作業を行う方をいいます。

2 特別加入の手続について

(1) 新たに特別加入を申請する場合について

特定作業従事者としての加入要件を満たす方が特別加入する場合、特定作業従事者の団体(注)の構成員として特別加入することとなりますが、特定作業従事者の団体は、所轄の労働基準監督署長（以下「署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「局長」といいます。）に対して「特別加入申請書（一人親方等）（以下「申請書」といいます。）」を提出し、承認を受ける必要があります。

(注) 特定作業従事者の団体について

特定作業従事者の特別加入については、特定作業従事者の団体を事業主、特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなりますが、この特定作業従事者の団体として認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるか否かは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

特別加入の申請については、作業の具体的な内容、業務歴及び希望する給付基礎日額等を申請書に記入し、署長を経由して局長に加入申請を行い局長の承認を得るという手続が必要となります。

申請書の記載については、15ページの記載例を参考にしてください。
また、給付基礎日額については、8ページを参照してください。

- ① 「特別加入予定者の氏名」欄は、特定作業従事者として特別加入を予定している方全員の氏名を記載してください。
- ② 「業務又は作業の内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるか否かを判断する上で重要な項目ですので、明確に記載してください。
- ③ 「特定業務との関係」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内のイからニまでに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の記号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、ホを○で囲んでください。また、特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に最初に従事した年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。
- ④ 申請書には、定款、規約等その団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類と業務災害の防止に関して特定作業従事者の団体が講ずべき措置及び特定作業従事者が守るべき事項を定めた書類を添付しなければならないこととされています。ただし、職場適応訓練従事者、事業主団体等委託訓練従事者及び家内労働者等については、上記書類の添付は必要ありません。
- ⑤ また、特定農作業従事者については、年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積を証明する農協や農業委員会等の証明書を、労働組合等常勤役員については、労働組合等としての証明となる労働委員会の証明書等を添付していただきます。

特別加入の申請に対する局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において特別加入を申請する方が加入を希望する日となります。

(2) すでに特別加入を承認されている団体の場合について

すでに特別加入を承認されている方の氏名や作業内容等に変更があった場合、**特定作業従事者の団体は、「特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）（以下「変更届」といいます。）**」を署長を経由して局長に提出することが必要です。

変更届の記載については、16ページの記載例を参考にしてください。

すでに特別加入を承認されている特定作業従事者の団体において、新たに特定作業従事者として特別加入を希望する方が生じた場合、当該団体は、申請書ではなく**変更届**を署長を経由して局長に提出してください。

また、当該団体においてすでに特別加入を承認されている方の一部が特別加入者の要件に該当しなくなった場合にも**変更届**を提出することが必要です。

新たに特別加入を希望する方については、「特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記載してください。

また、当該団体においてすでに特別加入を承認されている方の一部が特別加入者の要件に該当しなくなった場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記載してください。

特別加入の変更届出に対する局長の変更決定は、当該変更届出の日の翌日から起算して14日の範囲内において変更届出を行う方が変更を希望する日となります。

(注) 家内労働者の方は、保険年度末日までの期限付き承認となっておりますので、継続して特別加入を希望する場合は新たに特別加入を申請する必要があります。

3 加入時健康診断について

(1) 加入時健康診断が必要な場合

特定作業従事者として特別加入を希望する「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「家内労働者及びその補助者」、「労働組合等の常勤役員」及び「介護作業従事者」のうち、別表1の「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入を行う際に健康診断を受ける必要があります。

別表1 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

(2) 加入時健康診断が必要な場合の手続について

特別加入を申請する特定作業従事者で加入時健康診断が必要な場合、特定作業従事者の団体は、初めに「特別加入時健康診断申出書（以下「申出書」といいます。）」を署長に提出します。

申出書の記載については、17ページの記載例を参考にしてください。

申出書の業務歴から判断して加入時健康診断が必要であると認められる方（以下「加入時健康診断対象者」といいます。）に対しては、署長から「特別加入健康診断指示書（以下「指示書」といいます。）」及び「特別加入時健康診断実施依頼書（以下「依頼書」といいます。）」が交付されます。

加入時健康診断対象者は、指示書に記載された期間内に指示された診断実施機関で加入時健康診断を受ける必要があります。また、加入時健康診断を受ける際に依頼書を当該診断実施機関に提出してください。

なお、この場合の加入時健康診断に要する費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

加入時健康診断を受けた方は、当該診断実施機関が作成した「健康診断証明書（特別加入用）」を申請書に添付し、署長に提出します。

じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真を健康診断証明書に添付することが必要です。

申出書は申請書と同時に署長に提出することもできます。この場合には、加入時健康診断受診後、速やかに健康診断証明書を署長に提出してください。

すでに特別加入を承認されている特定作業従事者の団体において、新たに特別加入を希望する方が生じた場合、加入時健康診断が必要な方については、当該団体が申出書を署長に提出し、指示書及び依頼書が交付された後、加入時健康診断を受診し、変更届に健康診断証明書を添付して提出してください。

(注) 健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますので、注意してください。

(3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する作業の内容にかかわらず特別加入は認められません。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該作業からの転換を必要とすると認められる場合には、当該作業以外の作業についてのみ特別加入が認められることとなります。

家内労働者の場合、特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該作業からの転換を必要とする程度であると認められ、他の作業に転換した結果特別加入者としての加入要件を満たさなくなる場合には、特別加入は認められません。

(4) 保険給付を受けられない場合

特別加入前の主たる要因により疾病が発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられないことがあります。

特別加入者に係る業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病及び特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。

したがって、健康診断の結果、疾病の症状又は障害の程度が、特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても、加入時点における疾病の程度及び特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません。

4 業務災害の防止に関する措置

特定作業従事者の団体は、あらかじめ業務災害の防止に関し当該団体が講ずべき措置及び特定作業従事者が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって当該団体は自主的に業務災害防止に努めていただくこととなります。

5 給付基礎日額及び保険料について

(1) 給付基礎日額について

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入する方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、局長が承認した額が給付基礎日額となります。

なお、決定された給付基礎日額は、毎年6月1日から7月10日までの間に変更の申請をすることができます。その場合には、「給付基礎日額変更申請書」を提出していただくこととなります。

(2) 保険料について

特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額にそれぞれの事業に定められた保険料率（別表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算定することとなります。

別表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 年間保険料＝保険料算定基礎額×保険料率	
		(例1) 特定農作業従事者の場合 保険料率 9/1000	(例2) 職場適応訓練従事者の場合 保険料率 5/1000
20,000円	7,300,000円	65,700円	36,500円
18,000円	6,570,000円	59,130円	32,850円
16,000円	5,840,000円	52,560円	29,200円
14,000円	5,110,000円	45,990円	25,550円
12,000円	4,380,000円	39,420円	21,900円
10,000円	3,650,000円	32,850円	18,250円
9,000円	3,285,000円	29,565円	16,425円
8,000円	2,920,000円	26,280円	14,600円
7,000円	2,555,000円	22,995円	12,775円
6,000円	2,190,000円	19,710円	10,950円
5,000円	1,825,000円	16,425円	9,125円
4,000円	1,460,000円	13,140円	7,300円
3,500円	1,277,500円	11,493円	6,385円
(3,000円)	(1,095,000円)		
(2,500円)	(912,500円)		
(2,000円)	(730,000円)		

(注1) () 内の給付基礎日額及び保険料算定基礎額については、家内労働者等についてのみ適用されます。

(注2) 年間保険料の額は、その年度における保険料算定基礎額の総額に千円未満の端数が生じるときは端数を切り捨てた額に保険料率を乗じて計算しますので、給付基礎日額3,500円の場合には、特別加入者1人当たりの年間保険料の額が別表2に掲げる額と異なる場合があります。

別表3 第2種特別加入保険料率表

特 別 加 入 の 種 類		料 率
特 定 農 作 業 従 事 者		9/1000
指 定 農 業 機 械 作 業 従 事 者		5/1000
職 場 適 応 訓 練 従 事 者		5/1000
事 業 主 団 体 等 委 託 訓 練 従 事 者		5/1000
家 内 労 働 者 等	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業	16/1000
	研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの	16/1000
	有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの	7/1000
	粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗薬を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施塗若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	17/1000
	動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	4/1000
	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの	18/1000
労 働 組 合 等 常 勤 役 員		4/1000
介 護 作 業 従 事 者		6/1000

6 補償の対象となる範囲について

特別加入している方については、業務災害又は通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

(1) 業務災害について

保険給付の対象となる災害は、加入対象に応じて一定に業務を行っていた場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

① 特定農作業従事者

- ア 自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含みます。）若しくは蚕の飼育の作業（以下「耕作等作業」といいます。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- エ 農作業場において農薬を散布する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ 農作業場において牛・馬・豚に接触し、又は接触するおそれのある耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

② 指定農業機械作業従事者

- ア 自営農業者が、ほ場又はほ道の作業場において指定農業機械（2ページ参照）を用いて行う作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- イ 自営農業者が指定農業機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等からほ場等の作業場へ運搬する作業を含みます。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 国又は地方公共団体が実施する訓練従事者

労働者の場合に準じます。

④ 家内労働者等

ア 家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場において、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業又はこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上等）において行う家内労働に係る材料、加工品等の積み込み、積み卸し作業及び運搬作業を行う場合

⑤ 労働組合等の常勤役員

労働組合等の常勤役員が、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業（当該作業に必要な移動を含みます。）を行う場合

⑥ 介護作業従事者

介護作業従事者が、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練又は看護に係る作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(2) 通勤災害について

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

ただし、次に掲げる特定作業従事者については、通勤災害の保護の対象となっていません。

- ① 特定農作業従事者
- ② 指定農業機械作業従事者
- ③ 家内労働者等

〔労災保険法上の通勤とは〕

通勤災害とは、通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、当該逸脱・中断の間及びその後の移動は通勤となりません。ただし、当該逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に復した後の移動は「通勤」となります。

7 保険給付・特別支給金の種類について

特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の種類については、別表4に記載されているとおりです。

別表4 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院又は労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院又は労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注2)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。
障害補償給付 障害給付	〔障害（補償）年金〕 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 〔障害（補償）一時金〕 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	〔障害（補償）年金の場合〕 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 〔障害（補償）一時金の場合〕 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において①傷病が治っていないこと、②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金
遺族補償給付 遺族給付	〔遺族（補償）年金〕 業務災害又は通勤災害により死亡した場合（年金額は遺族の人数に応じてかわります。） 〔遺族（補償）一時金〕 ①遺族（補償）年金を受けることができる遺族がない場合 ②遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受けうる方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族（補償）年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 （遺族1人の場合）給付基礎日額の153日分又は175日分（注3） （遺族2人の場合）給付基礎日額の201日分 （遺族3人の場合）給付基礎日額の223日分 （遺族4人以上の場合）給付基礎日額の245日分 〔遺族（補償）一時金の場合〕 左欄の①の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。②の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族特別支給金は300万円が一時金として支給されます。
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。
介護補償給付 介護給付	業務災害又は通勤災害により、障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	〔常時介護の場合〕 介護の費用として支出した額（104,730円を上限）が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が56,790円を下回る場合は一律定額として56,790円が支給されます。 〔随時介護の場合〕 介護の費用として支出した額（52,370円を上限）が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が28,400円を下回る場合は一律定額として28,400円が支給されます。	特別支給金はありません。

（注1）「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

（注2）休業（補償）給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業について全部労働不能であることが必要となっています（全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業ができない状態をいいます。）

（注3）遺族（補償）年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上又は一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

8 支給制限

特別加入者が業務災害又は通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合、保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部又は一部）が行われることがあります。

9 特別加入者としての地位の消滅

(1) 脱退により消滅する場合

特定作業従事者の団体は、政府の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、当該団体を構成する方全員を包括して行わなければなりません。この場合、当該団体は、署長を経由して局長に「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」を提出し、承認を受けることが必要です。

特別加入の脱退申請に対する局長の承認は、当該脱退申請の日から起算して14日の範囲内において脱退を申請する方が脱退を希望する日となります。

(2) 自動的に消滅する場合

特定作業従事者が特別加入者としての要件を満たさなくなったときには、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

特定作業従事者が団体の構成員でなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

特定作業従事者の団体が解散したときは、その解散の日の翌日に特別加入者としての地位が消滅します。

(3) 取消により消滅する場合

特定作業従事者の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (一人親方等)

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

① 団 体	フリガナ	アキタ ノウギョウクミアイ					
	イ 名 称	秋田農業組合					
	ロ 代表者の氏名	組合長 渡辺 一平					
ハ 事業又は作業の種類	特定農作業(動力機械を使用する農作業)						
② 特別加入予定者		*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。					
		加入予定者数 計 20名					
整理 番号	特別加入予定者の氏名	法第33条第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容		業務歴	希望する給付基礎日額	備考
			業務又は作業の具体的内容	特定業務との関係			
1	寺田 広一	本人	水稻栽培作業 (動力耕うん機) コンバイン	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ④ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	12,000	
2	佐藤 守	本人	同上	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ④ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	12,000	
3	田中 秀吉	本人	同上	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ④ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	10,000	
4	栗山 実	本人	同上	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ④ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	10,000	
			(以下別紙)	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計		
③ 添付する書類の名称		イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類		秋田農業組合規約			
		ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類		秋田農業組合災害防止規定			
④ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して14日以内) 平成 22年 5月 1日							

上記のとおり特別加入の申請をします。

名 称 秋田農業組合
 平成22年 4月 21日
 団体の主たる事務所の所在地 秋田県秋田市山王△-△-△
 郵便番号 010-0951 電話番号 018-862-XXXX
 代表者の氏名 組合長 渡辺 一平
 秋田 労働局長 殿



特別加入に関する変更届
 労働者災害補償保険 (中小事業主等及び一人親方等)
 特別加入脱退申請書

◎ 裏面の注意事項を読んでから記載してください。

特別加入に係る事業の承認	イ 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
	ロ 名称	05 1 01 260008					
	ハ 事業場の所在地	秋田農業組合 秋田県秋田市山王 Δ-Δ-Δ					

変更届の場合 (特別加入者のうち一部に変更がある場合)	特別加入者に関する変更	変更年月日	変更を生じた者の氏名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容				
			変更後の氏名		変更前	変更前			
					変更後	変更後			
					変更前	変更前			
					変更後	変更後			
	特別加入者でない者(たる者)の異動	異動年月日	氏名	異動年月日	氏名				
	特別加入者(新たに特別加入者になった者)の異動	異動年月日	氏名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容		業務歴	希望する給付基礎額	備考
		平成22年6月1日	川口等 本人		果樹園農作業 (チェーン動力草刈機)	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に 最初に従事した年月 平成22年4月 従事した期間の合計 20年 月	10,000	
						イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月		
						イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月		
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内) 年 月 日									

脱退の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。								
	* 申請の理由 (脱退の理由)								
	* 脱退を希望する日 (申請日から起算して14日以内) 年 月 日								

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退の申請をします。

郵便番号 010-0951 電話番号 018-862-XXXX

平成22年 5 月 22 日

事業主の住所 秋田県秋田市山王Δ-Δ-Δ
氏名 組合長 渡辺一平
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)



秋田 労働局長 殿

労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書

秋田 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

平成 22 年 5 月 14 日

労働保険番号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	05	101	260008	

事業主又は
特別加入団体の 住 所 秋田県秋田市山王△-△-△

(名称) 秋田農業組合

特別加入団体の場合には、その
主たる事務所の所在地、名称、

氏 名 組合長 渡辺一平



代表者の氏名

特別加入予定者のうち 健康診断が必要な者	特別加入予定 年 月 日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に 用いる工具 (又は材料、薬品等) の名称	左記の業務に特別加 入前に従事した期間	実施すべき健康診断 の種類 (該当する項を○ で囲むこと)
川口 等	22.6.1	果樹園農作業 (フェンソー、動力草刈機)	平成 22 年 4 月から 22 年 3 月まで 20 年 月間	イ.じん肺健康診断 ② 振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を 受けている
受ける予定である ことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 認可記号番号 _____ 第 _____ 号

名 称 _____

労働保険事務組合の主たる事務所の所在地 _____ 電話 _____ 局番 _____

代表者の氏名 _____ ④

なお、詳細については、最寄りの労働基準監督署へ
お問い合わせください。